

くまもと 議長会報

第55号

発行 熊本県町村議会議長会
熊本市東区健軍2丁目4番10号
TEL 096-365-0400
編集者 松尾純久



やな場の秋（甲佐町）

各郡要望事項の早期実現を

（実行運動）……………2

新会長に松尾玉東町議会議長を選任

（臨時総会）……………3

合併市町村に財政支援の必要性示す

（地方制度調査会答申）……………5

県内町村議員数400人を下回る

（第59回町村議会実態調査の概要）……………10

新議長プロフィール……………14

全国町村議会議員 団体補償制度……………16

団体医療保険……………17

町村
の
あこ
人集う 未来息づく 夢タウン
―日本一住みやすいまちを目指
して―

益城町……………18

小さくてもきらりと光る
美里町

美里町……………19

議長会の動き （全国・本会）……………20



新会長に 松尾玉東町議会議長を選任

新副会長に毛利、岩田両議長



挨拶する藤井会長（当時）

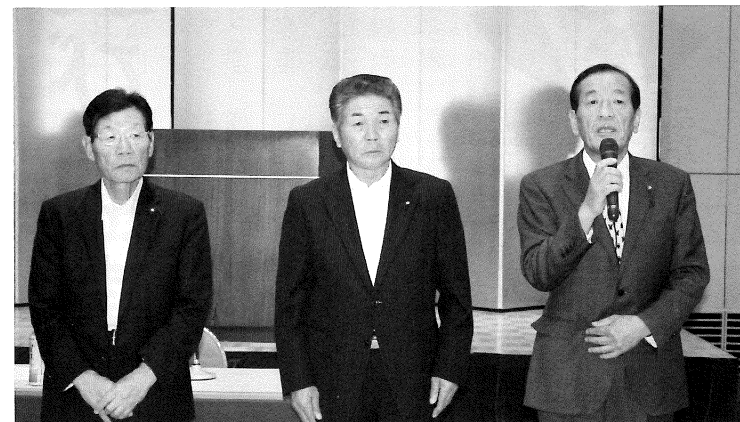
平成 25 年度臨時総会が、6 月 4 日午後 2 時より、熊本県市町村自治会館において、県内町村議会議長及び郡町村議会議長会事務局長等約 50 名が出席して開かれた。本総会は、任期満了による正副会長及び監事の選挙を行うため開かれたもので、新会長に玉名郡理事の松尾純久玉東町議会議長、新副会

臨時総会



総会議長 橋爪 あさざり町議会議長

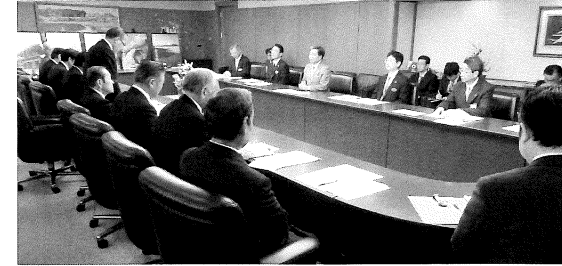
長に阿蘇郡理事の毛利美勝南小国町議会議長、同じく上益城郡理事の岩田重成御船町議会議長が選任された。
総会では、まず藤井公明会長（当時）が挨拶を行い、続いて、議長選任に入り、橋爪和彦あさざり町議会議長を総会議長に選任し、議事に入った。
まず、会議録署名人として松井一也長洲町議会議長、高村祝次小国町議会議長を指名した後、役員



新役員を代表し挨拶する松尾新会長（右）

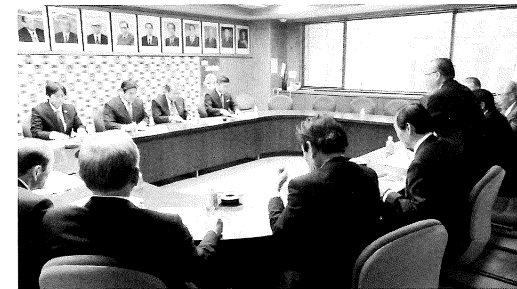
選挙が議題とされ、藤井会長より提案理由の説明があった。選挙の方法は、従来の慣例に従い、各理事で構成する選挙委員により選挙することと決定し、会議は暫時休憩に入った。
選挙委員による別室での協議の後、選挙結果を倉田明天草郡理事が報告し、報告のとおり満場一致で決定された。
その結果、会長に、松尾玉東町議会議長、副会長に、毛利南小国町議会議長、岩田御船町議会議長

各郡要望事項の早期実現を 県当局、県議会、自民党県連に対し実行運動



蒲島知事ほか関係各部長等に要望

藤井公明会長（葦北郡芦北町）（当時）ほか各理事は、4 月 23 日、県庁知事応接室において、蒲島郁夫知事ほか関係各部長等に直接面談し、2 月に開催した第 63 回定期総会における各郡提出案件の早急な実現方を要望した。
続いて、県議会議長室において、藤川隆夫県議会議長に、また自民党県連において、山本秀久会長、前川收幹事長、井手順雄幹事長代行、吉永和世総務会長、松田三郎政務調査会長に、同様の要望を行った。
要望事項は別掲のとおり。



山本自民党県連会長ほか役員に要望



藤川県議会議長に要望

各郡からの要望（各郡提出案件）

- 第 1 町道^{かなぎつるごえ}金木鶴越線の事業促進について要望（下益城郡提出）
- 第 2 国道 445 号の事業促進について要望（下益城郡提出）
- 第 3 菊池南部地域における交通渋滞緩和について要望（菊池郡提出）
- 第 4 国道 57 号の 4 車線化について要望（阿蘇郡提出）
- 第 5 県道^{たての}立野駅・停車場線における道路改良の早期完成について要望（阿蘇郡提出）
- 第 6 県道^{どうぞのこもり}堂園小森線（206 号）の主要地方道への道路種別の昇格と道路改良の早期完成について要望（阿蘇郡・上益城郡提出）
- 第 7 九州中央自動車道の整備促進について要望（上益城郡提出）
- 第 8 熊本都市圏南東部地域の道路網の強化について要望（一般県道^{ろっかあきつしんまち}六嘉秋津新町線の抜本的整備）（上益城郡提出）
- 第 9 県道御船甲佐線^{たぐちばし}の田口橋架け替えの早期着工について要望（上益城郡提出）
- 第 10 二級河川『氷川^{ひかわ}』の整備について要望（八代郡提出）
- 第 11 交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望（葦北郡提出）
- 第 12 球磨川における抜本的な治水対策の促進について要望（球磨郡提出）
- 第 13 国営川辺川土地改良事業の推進について要望（球磨郡提出）
- 第 14 国道 219 号に直結するスマートインターチェンジの設置について要望（球磨郡提出）
- 第 15 交通基盤の早期整備について要望（天草郡提出）

地方制度調査会 答申

合併市町村に財政支援の必要性示す

市町村事務の一部を都道府県が処理 制度化も

第 30 次地方制度調査会（会長・西尾勝公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長）は 6 月 25 日、安倍晋三内閣総理大臣に対し、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を行った。

答申では、これからの人口減少社会において、基礎自治体によるサービス提供体制を持続可能なものとしていくことが求められるとし、基礎自治体の広域連携を進めていくことに加え、都市から相当の距離があるような地域については、都道府県が補完的な役割を果たすことも必要と指摘している。

大都市制度では、政令指定都市と都道府県の「二重行政」の解消を図る必要性や、合併市町村が合併の効果を最大限に発揮できるような適切な支援を行う必要性を指摘している。

総務省はこの答申を受け、地方自治法などの改正を検討し、来年の通常国会に法案を提出する予定。

答申は、「平成の合併」が、行政の効率化や広域的なまちづくりの推進等の効果を上げていく一方、行政区域の広域化による旧市町村の振興、住民の行政への反映等について課題を生じていると指摘。市町村の安定した財政運営や、支所機能を継続的に活用し住民自治を強化するため、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要があるとしている。

また、今後の人口減少・少子高齢社会において、市町村が基礎自治体としての役割を果たす上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、積極的な活用を促す方策を講じるべきであるとし、都市機能が集積した都市から相当離れてい

る等の理由から、広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきと指摘している。

これらの現状を踏まえ、市町村間の広域連携を一層促すため、現行の事務の共同処理制度に加え、より柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきとしている。そのために、連携するメリットを住民に分かりやすく示す必要があるとしている。

小規模市町村の事務の一部を都道府県が補完する場合、その地理的、社会的条件が多様であることを鑑み、行政の効率化等の観点のみにとらわれることなく、地域の実情を十分踏まえることが必要であると指摘している。

この答申にあたり、地方制度調査会は、全国町村議会議長会をはじめとする地

方六団体からも意見聴取を行い、今年 6 月 3 日に行われた第 35 回専門小委員会では、全国議長の理事を務めていた本会の藤井公明会長（当時）が、全国議長会を代表し発言を行っていた。

第 30 次地方制度調査会では、この答申後、二年間の任期を終えた。平成 23 年 8 月に政府に設置され、当時の菅直人総理より、「議会のあり方」「大都市制度のあり方」「基礎自治体の役割や行政体制のあり方」について諮問を受け、「地方自治法改正案に関する意見」（平成 23 年 12 月）、「大都市制度についての専門小委員会中間報告」（平成 24 年 12 月）を発表している。

答申の一部については別掲のとおり。答申全文については、総務省ホームページ「地方制度調査会」のサイトより閲覧ができる。



各町村より出席した議長

が選任され、監事には、大塚龍一郎大津町議会議長、橋爪あさぎり町議会議長が選任された。

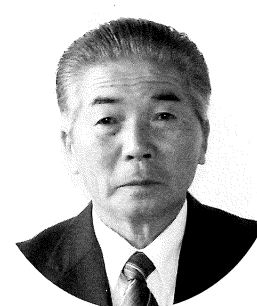
この後、新役員の自己紹介が行われ、続いて新役員を代表し松尾新会長があいさつを行い、毛利新副会長のことがばで会を開じた。

本会の新正副会長及び監事は別掲のとおりであり、任期は正副会長、監事とも 2 年間で、平成 27 年 6 月 13 日までとなる。

本会新正副会長及び監事



会長 松尾 純久
（65 歳）
（玉名郡玉東町議会議長）
議員歴 5 回当選



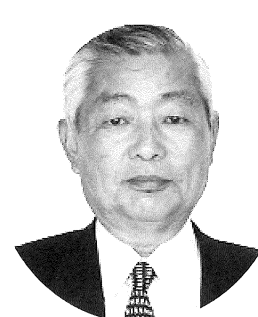
副会長 毛利 美勝
（76 歳）
（阿蘇郡南小国町議会議長）
議員歴 4 回当選



副会長 岩田 重成
（73 歳）
（上益城郡御船町議会議長）
議員歴 4 回当選



監事 大塚 龍一郎
（69 歳）
（菊池郡大津町議会議長）
議員歴 3 回当選



監事 橋爪 和彦
（70 歳）
（球磨郡あさぎり町議会議長）
議員歴 4 回当選

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（抜粋）

第4 基礎自治体の現状

と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

1 「平成の合併」の経緯と現状

人口減少・少子高齢化の進行等に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行政基盤を確立することが強く求められ、平成11年以降、全国的に市町村合併が積極的に推進された。

その効果については、少子高齢化や人口減少の歯止め、出生率の回復といった点は長期的に評価していく必要があるが、短期的には、

職員配置の適正化等の行財政の効率化や、広域的なまちづくりの推進などの成果が現れているものと評価することができる。

市町村合併によって組織が専門化したり、専門職員が増加したりすることによって体制が充実した市町村がある一方で、合併後も人口規模が小さな市町村においては、依然として専門職員が不足している場合があるなど、市町村合併の効果の発現には、一様でない面がある。

市町村合併による行政区域の広域化に伴い、旧市町村地域の振興や公共施設等の統廃合の難航等の課題に加え、住民の立場からは、住民の声の行政への適切な反映な

どについて課題が生じている場合がある。

このような課題の解決に向け、それぞれの合併市町村においては、コミュニティ活動等を行う団体への地域単位での支援、コミュニティバスの運行・エリアの拡大、地域のイベントや祭りの実施及び伝統文化の保存・継承への支援、支所機能の充実によるサービスの維持・向上等、様々な取組を実施している。

合併市町村における支所や出張所、自治会などについては、コミュニティの維持管理や災害対応において重要な役割を果たしていると考えられる。しかしながら、地域によっては支所・出張所の適正配

置の努力が必要などところもあり、地域の実情に応じた取組が進められるよう留意すべきである。

「平成の合併」により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変わった面がある。市町村の安定した財政運営を可能にするとともに、地域の実情を踏まえ、住民自治を強化するためにも、支所機能を適切に活用する等の取組を継続的に進めることができるようにすることが必要である。このような観点から、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要がある。

なお、小規模な市町村においても、住民が行政に積極的に参画することにより、持続可能な行政

2 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題

(1) 市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性

サービス提供体制を構築しようとする真摯な試みが見られることに留意すべきである。

人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。

中でも、将来的に近隣市町村との共同処理を行うことが必要と考

える市町村は多く存在し、市町村間の広域連携を一層進めていこうとするニーズは高い状況にある。市町村が基礎自治体としての役割を果たしていく上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、その積極的な活用を促すための方策を講じるべきである。

さらに、自ら処理することが困難な事務について、将来的に都道府県が処理することが必要と考える市町村があり、都道府県の補完にも一定のニーズがある。都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきである。

(2) 現行の事務の共同処理制度の特徴

現行の地方自治法では、事務の共同処理の制度について、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託の各方式が定められ、その効果が規定されている。全国の市町村においては、広域市町村圏施策が展開されて以降、現行の制度を活用して相当の成果が上げられている。

しかしながら、現に事務の共同処理を行っている市町村から、事務の共同処理の各方式について、それぞれの制度の特徴により、例えば、一部事務組合や協議会については迅速な意思決定が困難ではないか、機関等の共同設置については中心的な役割を果たす市町村の負担が大きいのではないか、事務の委託については委託団体が受託団体から事務処理の状況等の情報を把握することが困難なのでは

3 具体的な方策

(1) 新たな広域連携の制度の必要性

広域連携を一層進めていくため、現行の事務の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携の制度を設けることとすべきである。

人口減少・少子高齢社会においては、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする定住自立圏のような仕組みが重要である。現行の定住自立圏形成協定の仕組みにおいては、実際に事務の共同処理を実施していくに当たって、そ

の内容に応じて定住自立圏形成協定とは別に地方自治法上の事務の共同処理に係る規約を定めることが必要となる。

市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。

地方公共団体間における柔軟な連携の仕組みを制度化する場合、合意形成の手続、合意の実効性を確保するための調整方法、その他民法上の契約等では不十分と考えられる点をどのように補うかという観点から、検討することが必要である。

広域連携の仕組みを活用しようとする市町村、とりわけ条件不利地域にある市町村において、近隣の市町村が連携を望まない場合

や、対象事務について協議が調わない場合などに、どのように広域連携を進めていくかについても検討を進める必要がある。

(2) 地方圏における市町村間の広域連携のあり方

三大都市圏以外の地方圏においては、地方中枢拠点都市を核に、産業振興、雇用確保、広域観光、高度救急医療、介護、障害者福祉、広域防災、人材育成等の分野において、都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていくことが重要である。

このような地方中枢拠点都市を核とする圏域以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域においては、その取組を一層促進することが必要である。このような都市機能の「集約とネットワーク化」の取組を一層促進するためには、地

方中枢拠点都市の担うべき役割を整理すべきである。その上で、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。

(3) 三大都市圏の市町村

市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。

三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。

今後の市町村合併については、それぞれの市町村の自主的な選択を尊重することを前提とした上で、市町村の判断材料となるよ

う、市町村合併の成果や課題について、特に三大都市圏の市町村に対し、十分な情報提供が行われることが必要である。

地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みについては、三大都市圏の市町村間の広域連携を促していくことにも資するものとする必要がある。その際、三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方は有効である。しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整

備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

(4) 市町村間の広域連携の促進に向けた留意点

今後、市町村間の広域連携を一層促していくに当たっては、連携するメリットを住民にわかりやすく示すことが必要である。特に、

既に一定の規模・能力を備え、広域連携において中心的な役割を果たすべき都市（地方中枢拠点都市や定住自立圏施策における中心市）と近隣の市町村が連携を行う場合には、それぞれのメリットが示される必要がある。同時に、中心的な役割を果たすべき都市のリーダーシップのあり方や、市町村間の新たな広域連携の仕組みを

踏まえた財政措置のあり方、さらには法的責任の所在や構成団体の住民に対する説明責任のあり方についても検討を進めるべきである。

なお、市町村間における民法上の契約等、地方自治法に基づかない広域連携についても、実際に広く実施されていることから、このような手法を含めて、連携を促していくべきである。

また、市町村が連携して民間部門等を活用する取組は、災害対応や監査、福祉などの分野において有効であり、特に民間部門等の専門的な人材の活用も有用である。市町村の技術系職員等の有する知識や技術を継承できるよう、専門的な人材を共同で確保することも考えられる。

これらの広域連携の取組によって、それぞれの地域が、それぞれ

の有する都市的な機能の魅力、自然環境の魅力等を高め、人々が地域に誇りを持つて住み続けようと思えるような地域づくりを推進する必要がある。

さらに、三大都市圏の住民を地方圏に呼び込むなど、交流人口を増やす取組の必要性も高まっており、近隣の都市圏域を越えた遠方の市町村との連携・交流など、交流人口の増加という視点も重要である。

(5) 都道府県による補完

小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において、地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当該市町村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処

理する役割を担うことも考えられる。

現行法においては、市町村の事務を都道府県に委託しようとする際、都道府県に当該事務を処理する体制がない場合等に、当該事務の委託はふさわしくないものとされてきた。市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨に留意しつつ、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みを制度化し活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようになるべきである。

なお、小規模市町村における事務処理の確保を考えるに際しては、各市町村の地理的条件や社会的条件が多様であることに鑑み、行政の効率化等の観点のみにとらわれることなく、地域の実情を十分踏まえることが必要である。

県内町村議員数 400 人を下回る

第 59 回

町村議会実態調査の概要（速報値）

平成 25 年 7 月 1 日現在 ー 本県集計分 ー（基礎的データに関する部分のみ）

本調査については、例年、各町村議会のご協力のもと、町村議会の組織・運営等の実態を把握し、議会の活性化に資する基礎資料を得る目的で行っているものであり、今回も各調査項目について、県内各町村議会より回答を得た。

調査方法は、インターネットを利用して、各町村の端末から直接、全国町村議会議長会の専用サーバーに調査データを登録する「町村議会実態調査システム」を採用しており、全国及び都道府県別集計結果についても、当システムにおいて集計結果表が作成され、全国町村議会議長会ホームページにおいて

公表される予定となっている。

現在、各町村の調査結果を取りまとめている状況であり、全体の集計結果表が作成できるまでにはいたっていないので、この資料では、各町村議会の構成等基礎的なデータ（調査項目の中の「1. 町村基礎データ」及び「2. 議会基礎データ」の一部）を抽出し、その概要をとりまとめた。

なお、速報値であるため、後日数値を修正する可能性もある。

1. 町村人口

県内 31 町村の本年 7 月 1 日現

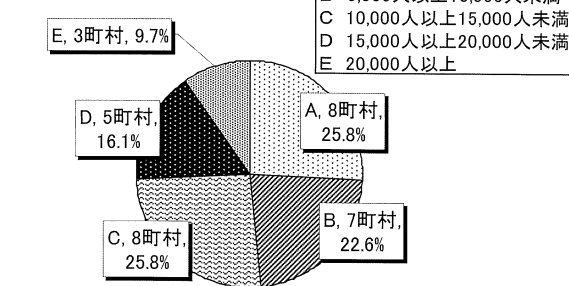
在の住民基本台帳人口は 36 万 1 千 9 百 70 人で、1 町村平均 1 万 1 千 6 百 76 人となっている。

これを昨年と比較してみると、全体で 3 千 30 人の人口減となっている。町村別に人口の増減を見ると、この 1 年間で人口増となったところは 6 町村だった。

人口段階区分別では、5 千 0 百 00 人未満（A）と 1 万人以上 1 万 5 千 0 百 00 人未満（C）の町村が一番多く 8 町村（25・8％）、以下 5 千 0 百 00 人以上 1 万

人未満（B）の町村が 7 町村（22・6％）、1 万 5 千 0 百 00 人以上 2 万人未満（D）の町村が 5 町村（16・1％）、2 万人以上（E）の町村が 3 町村（9・7％）となっている。

人口段階区分別町村数



2. 議員定数

県内町村の 7 月 1 日

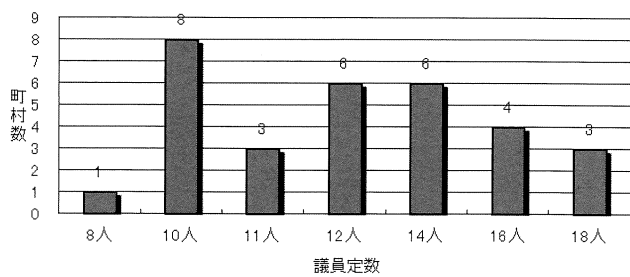
現在の議員定数の総数は 395 人（昨年比 7 人減）、1 町村平均 12・7 人（同 0・3 人減）となっている。

定数で最も多いのが 18 人、最も少ないのが 8 人となっており、町村数

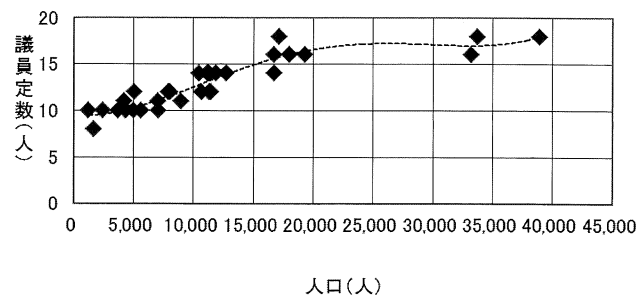
では、10 人としている町村が 8 町村と最も多く、以下 12 人、14 人が 6 町村、16 人が 4 町村、11 人、18 人がそれぞれ 3 町村、8 人が 1 町村となっている。

昨年 7 月 1 日と比較し、4 町村が改選で定数を減少させたため、7 人

議員定数別町村数



人口別議員定数分布



3. 常任委員会・特別委員会

の定数が減少した。（南阿蘇村 4 人、西原村 1 人、湯前町 1 人、相良村 1 人）

人口別に議員定数の分布状況を見てみると、大まかに見て、人口が増えるにつれて定数は増えているが、定数 10 人の町村の人口は、その

最小と最大の差が約 1 万人、同様に 14 人は 6 千 3 百 00 人、18 人は 2 万 1 千 8 百 00 人であり、定数が増えるにつれて、同定数の人口差も大きくなる傾向にある。

県内町村の常任委員会の設置数は、3 委員

会を設置している町村が最も多く 17 町村（54・8％）、次いで 2 委員会を設置している町村が 13 町村（41・9％）、4 委員会を設置している町村が 1 町村（3・2％）となっており、1 町村平均 2・6 委員会、1 委員会の平均定数は 4・9 人となっている。

また、県内では以下の 4 町村が複数所属制をとっている。

※高森町（定数 10）：

3 委員会（総務 6、文教厚生 5、建設経済 5）

※議員 6 人が 2 委員会を兼務

御船町（定数 16）：

4 委員会（総務 5、産業建設 6、民生文教 5、

議会広報編集 6）

※議員 6 人が議会広報

編集常任委員を兼務

湯前町（定数 10）：

3 委員会（総務 5、厚生文教 5、経済建設 5）

※議長を除く議員 6 人

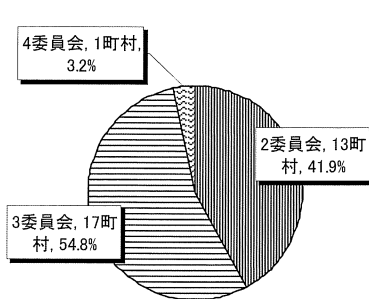
が 2 委員会を兼務

球磨村（定数 11）：

3 委員会（総務 4、文教厚生 4、経済建設 4）

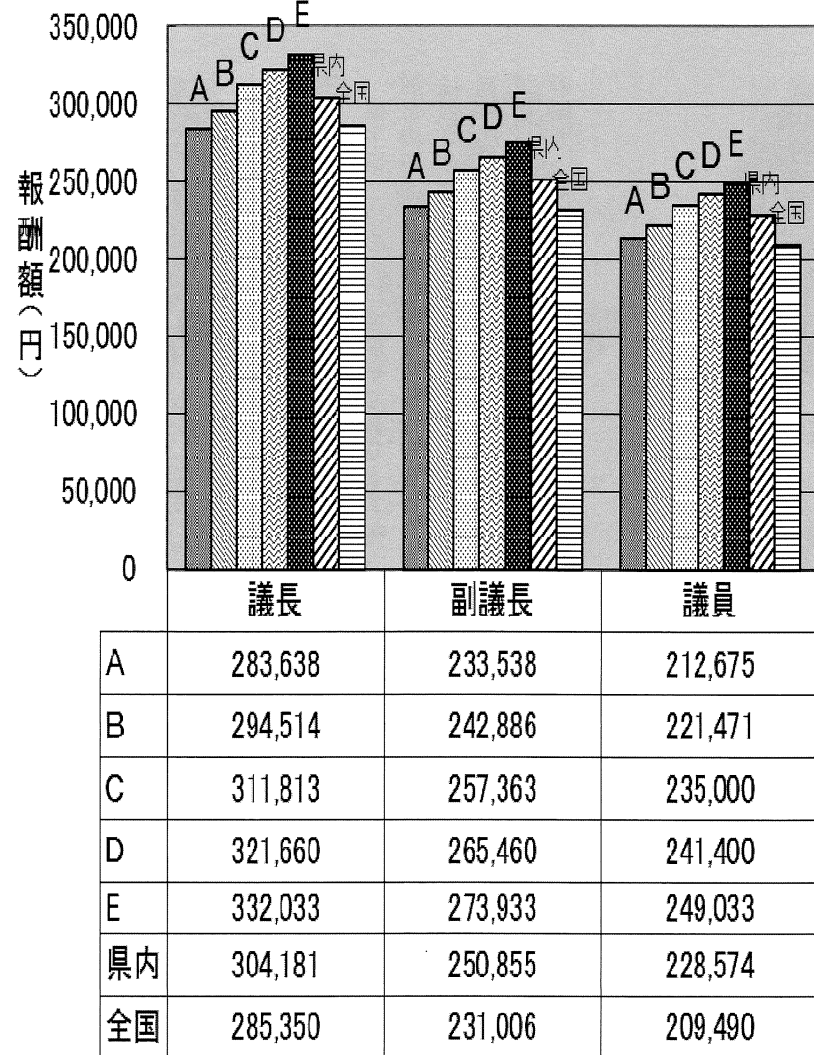
※議長を除く議員 2 人が 2 委員会を兼務

常任委員会設置数



人口段階区分別平均報酬額

A 5,000人未満
B 5,000人以上10,000人未満
C 10,000人以上15,000人未満
D 15,000人以上20,000人未満
E 20,000人以上



※一定期間、条例規定額より減額した報酬を支給する規定を設けている場合は、当該規定による実際の支給額を算入している。

が多くなるにしたがつて、平均報酬額も高くなる傾向にある。

全国の平均報酬額（昨年度、第58回）は、議長が28万5350円、副議長が23万1006円、議

員が20万9490円となっており、県内平均額はすべての役職においては全国平均額を上回っている。

7. 議会広報

議会広報について、広報紙を単独で発行している町村は27町村（87.1%）、町村広報内で併

8. 模擬議会等

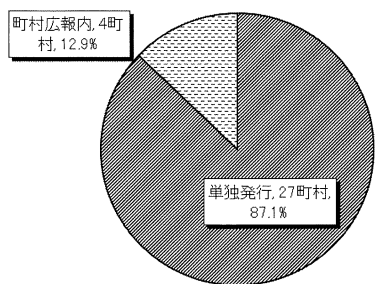
過去1年間の模擬議

せて行っている町村が4町村（12.9%）となっている。

住民懇談会・議会報

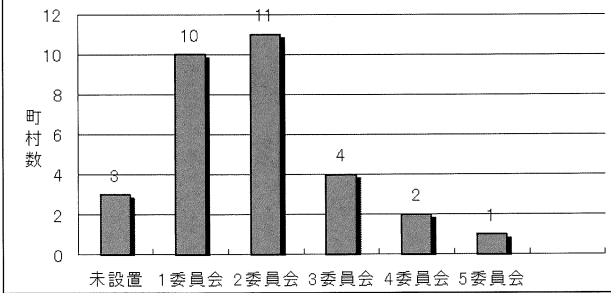
告会の開催状況については、6町村（菊陽町、小国町、御船町、あさぎり町、多良木町、五木村）が行っている。

議会広報発行



の設置数については、2委員会の設置が最も多く11町村、以下1委員会が10町村、3委員会が4町村、4委員会が2町村、5委員会が1町村となっており、未設置の町村が3町村となっている。

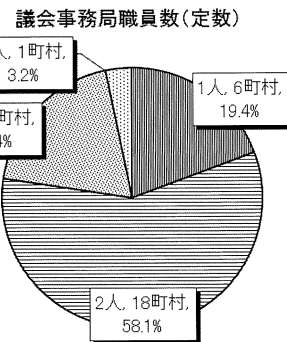
特別委員会（25.7.1現在）



県内町村の本年7月1日現在の特別委員会

4. 議会事務局

県内町村議会事務局職員の総数（定数）は65人、1町村平均2.1人となっている。人数別の町村数は、2人が最も多く18町村（58.1%）、以下3人、1人が6町村（19.4%）、5人が1町村（3.2%）となっている。

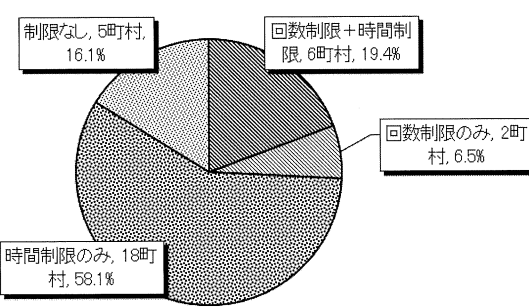


5. 質疑・質問

本会議における質疑の方法について、回数制限のみを行っている町村が最も多く14町村（45.2%）、次いで制限なしが7町村（22.6%）、時間制限のみが6町村（19.4%）、回数制限と時間制限の両方が4町村（12.9%）となっている。回数制限を行わない「一問一答制」を採用している町村は13町村（41.9%）となっている。

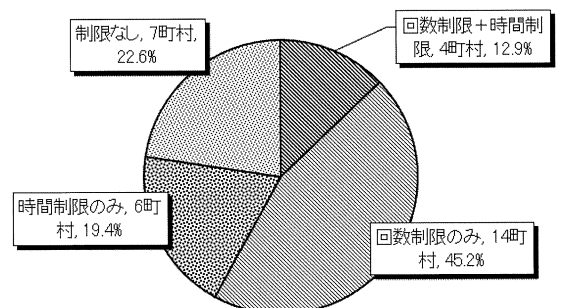
一方、本会議における質問の方法については、時間制限のみを行っている町村が最も多く

「質問」の制限方法



18町村（58.1%）、次いで回数制限と時間制

「質疑」の制限方法

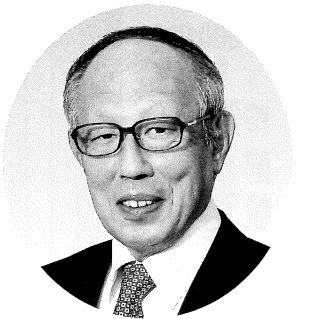


6. 議員報酬

議員報酬月額の内平均額は、議長が30万4181円、副議長が25万8555円、議員が22万8574円となっており、昨年と比較し、議長は1839円、副議長が1516円、議員が1387円上がっている。人口段階区別に平均報酬額を見ると、人口

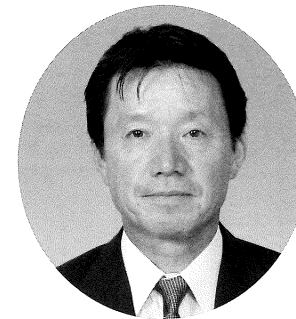
限の両方が6町村（19.4%）、制限なしが5町村（16.1%）、回数制限のみが2町村（6.5%）となっており、「一問一答制」を採用している町村は23町村（74.2%）となっている。

新議長プロフィール



抱負
県下第三位の人口増加率がありますが、町中心部の増加と周辺部での人口減と高齢化が進む町内格差の課題に注視しながら、子育て支援の充実、若者定着への雇用関連、高齢化社会の福祉対応等に対して町民の声を反映した政策提言で議論を深める議会を目指し、町執行部と共に町の振興・活性化に努めて参ります。

大塚 龍一郎
年 齢 69 歳
議 員 3 回当選
議長就任
平成 25 年 3 月 1 日



抱負
村政を取り巻く情勢は、庁舎・中学校の統合、少子高齢化対策、雇用、産業振興対策等々、喫緊に対処すべき課題が山積みしておりますが、一つずつ解決策を見出すために、村議会として精一杯努力して参ります。また、地方分権時代の到来により、地方の責任と判断で村民の負託に応えていくことが求められており、議会活動として関連な議論が行われるよう努めて参る所存です。

南阿蘇村議会議長
荒 牧 俊 一
年 齢 57 歳
議 員 4 回当選
議長就任
平成 25 年 3 月 11 日



抱負
「日本一住みやすいまち」をモットーに、行政と町民が手を携え、それぞれの意見を尊重しながら正確な情報を共有しあえる開かれた議会を目指します。

益城町議会議長
中 村 健 二
年 齢 64 歳
議 員 3 回当選
議長就任
平成 25 年 3 月 12 日



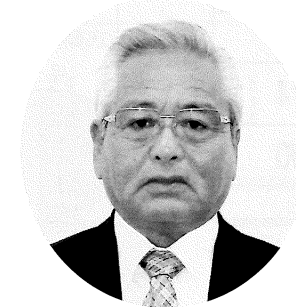
抱負
本村は川辺川ダム建設促進から一転して中止となり、それにより、川辺川利水事業、上四浦地域の振興など数多くの問題が山積み、更には少子高齢化に伴う諸問題をよりよく解決するには村単独では解決は望めない状況にあり、人吉球磨の市町村が一心同体で取り組んで解決する他ありません。市町村長と議員が一体となり、問題に取り組み、国、県のご協力を頂きながら、新しい相良村を築くため、また、住民福祉の向上のため議長として邁進してまいります。

相良村議会議長
友 田 政 春
年 齢 76 歳
議 員 5 回当選
議長就任
平成 25 年 5 月 1 日



抱負
市町村を取り巻く環境は日々変化しております。私たち議会議員も行政も、その変化に伴い速やかな対応をしていきたいと考えております。議会、行政、住民が一体となって西原村のさらなる発展のために、微力ではございますけれども、全力投球で先導的役割が果たせるよう力を注いでまいります所存です。

西原村議会議長
坂 梨 公 介
年 齢 65 歳
議 員 2 回当選
議長就任
平成 25 年 6 月 20 日



抱負
町政の推進と言論の府としての議会、議員が互いに切磋琢磨できる議会運営に努め、嘉島町が直面する今日的課題や事業の執行に対し、積極的に対応したい。

また、嘉島町の基本理念である、活力と潤いに満ちた田園文化都市「住んでよかった水の郷、嘉島町」を目指し、誠心誠意努力してまいります。

嘉島町議会議長
木 田 勝
年 齢 66 歳
議 員 3 回当選
議長就任
平成 25 年 3 月 8 日



抱負
五木村は四十数年に渡る川辺川ダム建設問題に翻弄され、村の中心地が約五百戸水没・移転しましたが、知事さんも政府も急に中止すると発表しました。本村は混乱と苦難の道のりです。また、少子高齢化と過疎化が深刻な課題であり、今回、議長に就任となり責任の重大さを痛感し、村の振興発展のため、最大の努力を尽くす所存です。

五木村議会議長
西 村 久 徳
年 齢 77 歳
議 員 1 回当選
議長就任
平成 25 年 8 月 7 日

議長プロフィールについては、今年 3 月から 8 月までに就任された方々を掲載いたしました。

全国町村議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険（医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険）

保険期間 平成 26 年 1 月 1 日午後 4 時から 1 年間

「病氣」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険 5 つの特長

1 「病氣」を補償します！

- 病氣による入院・手術を補償します。三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合の補償もセットできます。
- 病氣による入院は、日帰り入院から補償します（注1）。また、1 回の入院につき 120 日限度、通算 1,000 日まで補償します。

2 団体割引 30% の、割安な保険料です！

ご加入年齢 満 60 歳～満 64 歳の場合（A 型にご加入いただいた場合）

補償内容	保険料
疾病入院保険金 1 日につき	5,000 円
重大手術の場合 入院保険金日額の 40 倍	23,070 円
入院中の手術：入院保険金日額の 20 倍	
外来の手術：入院保険金日額の 5 倍	

（保険期間 1 年・年払）
（団体割引 30% 適用）

3 議員・退職議員の皆さまのための制度です！

- 議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 79 歳（保険始期日時点の満年齢）まで加入できます。

4 お手続きは簡単です！

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます（注2）。
- 保険期間は 1 年間です。以降 1 年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません（注3）。

5 無料の健康・介護相談サービス（損保ジャパン・アシスタントダイヤル）をご利用いただけます！

（注 1）日帰り入院とは、日帰り手術のため 1 日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

（注 2）加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

（注 3）本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3 階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308

【引受保険会社】
株式会社 損害保険ジャパン
営業開発第二部 第三課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関 3-7-3
TEL 03-3593-6456 FAX 03-3593-6753
SJ12-05139 2013.8.08

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

（傷害総合保険）

- 保険期間 毎年 7 月 1 日午後 4 時から 1 年間（随時加入できます。）
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合（例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。）

ケガ	加入者（議員）ご本人	演説中・公務中の事故	車での移動中の事故	飛行機搭乗中の事故	スポーツ中の事故
	および				
	配偶者（夫婦型にご加入の場合）	包丁で指を切った	ドアにぶつかりケガをした	階段で転んでケガをした	夫婦型のご加入をおすすめいたします
個人賠償責任		自転車で他人にぶつかりケガをさせた	飼った犬が他人に噛みついた	同居の子ども・孫が他人のものを破損した	買い物中に誤って商品をこわした

保険金額と掛金（保険料＋制度運営費）

（注）本人型と夫婦型は、重複して加入できません。

（保険期間 1 年間 職種別 A 級）年払の場合

加入タイプ	ケガの補償の対象者	本人型		夫婦型	
		加入者（議員・退職議員）本人	加入者（議員・退職議員）本人	加入者（議員・退職議員）本人	配偶者
ケガ	補償内容	保険金額		保険金額	
	死亡	1,558 万円	1,558 万円	1,075 万円	
	後遺障害	800 万円	800 万円	600 万円	
	入院	日額 8,000 円	日額 8,000 円	日額 8,000 円	
	手術	日額 4,000 円	日額 4,000 円	日額 4,000 円	
	通院	8 万円・16 万円・32 万円	8 万円・16 万円・32 万円	8 万円・16 万円・32 万円	
個人賠償責任	補償内容	保険金額		保険金額	
	個人が日常の生活で、他人の身体、財物を害し、法律上の賠償責任を負担した場合（除く自動車事故、航空事故など）	最高 5,000 万円（自己負担額なし）	最高 5,000 万円（自己負担額なし）	最高 5,000 万円（自己負担額なし）	最高 5,000 万円（自己負担額なし）
保険料		20,000 円		33,000 円	
事務運営費		2,000 円		2,000 円	
掛金（保険料＋事務運営費）		22,000 円		35,000 円	

本年度は、約 15%（注）の割引となります。

（注）団体割引 30%、過去の損害率による割増 35%、大口割引 10% を乗算しています。

新規・中途加入者の掛金（保険料＋制度運営費）

補償開始日	掛金		補償開始日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7 月 1 日	22,000 円（保険料 20,000 円）	35,000 円（保険料 33,000 円）	1 月 1 日	11,000 円（保険料 10,010 円）	17,500 円（保険料 16,520 円）
8 月 1 日	20,200 円（保険料 18,340 円）	32,100 円（保険料 30,260 円）	2 月 1 日	9,200 円（保険料 8,340 円）	14,600 円（保険料 13,750 円）
9 月 1 日	18,400 円（保険料 16,670 円）	29,200 円（保険料 27,500 円）	3 月 1 日	7,400 円（保険料 6,660 円）	11,700 円（保険料 11,000 円）
10 月 1 日	16,500 円（保険料 15,000 円）	26,300 円（保険料 24,760 円）	4 月 1 日	5,500 円（保険料 5,010 円）	8,800 円（保険料 8,260 円）
11 月 1 日	14,700 円（保険料 13,340 円）	23,400 円（保険料 22,000 円）	5 月 1 日	3,700 円（保険料 3,340 円）	5,900 円（保険料 5,510 円）
12 月 1 日	12,900 円（保険料 11,670 円）	20,500 円（保険料 19,260 円）	6 月 1 日	1,900 円（保険料 1,670 円）	3,000 円（保険料 2,750 円）

全国町村議会議員互助会（保険契約者）

〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

●本保険制度は、株式会社損害保険ジャパンを幹事保険会社とする損害保険会社 4 社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。

●ご契約者以外に対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

◎取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830

◎幹事引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 電話 03-3349-3287

SJ12-13287 2013 年 3 月 8 日作成

あの町・この村

町人集う 未来息づく
夢タウン
―日本一住みやすいまちを目指して―

益城町は、熊本県のほぼ中央北寄りに在り、政令指定都市熊本市の東隣りに接しています。県庁まで8・5キロメートル、熊本市中心部まで13キロメートル、また、東に空の玄関口である阿蘇くまもと空港、西に益城熊本空港・Cを擁しており、地域の利便性向上と併せて、良好で快適な住環境の整備が進められています。

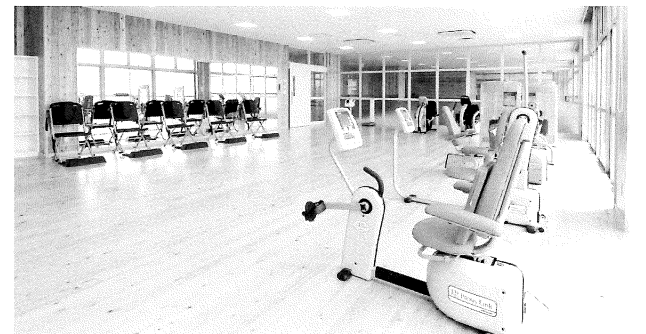


保健福祉センター

「益城町保健福祉センター」がオープン

今年5月に、「益城町保

健福祉センター」がオープンしました。健康診断や予防接種などの健康づくりに関する事業、子どもの遊び



健康づくりルーム

場としての児童館事業、地域の社会教育活動の拠点となる公民館事業などの機能を併せ持った複合施設です。町民の健康に関する事業のほとんどがこの施設で実施されます。オープン以来、健診を受ける一般町民の皆さんはもちろん、体力づくりや健康に関心のある方々の利用が日増しに増えています。

偉人の功績を辿る

益城町は、後に四賢婦人



矢嶋楯子生誕180周年記念シンポジウム

と称えられた女子教育の先駆者、矢嶋楯子。熊本女学校を創設した竹崎順子。徳富蘇峰・蘆花兄弟の母、徳富久子。横井小楠に嫁ぎ夫の大業を支えた横井つせ子ら四姉妹生誕の地です。今年5月に矢嶋楯子生誕180周年記念式典が盛大に開催され、四賢婦人記念館や杉堂地区の生家跡といたったゆかりの地を訪ねるウォーキングも大いに賑わいました。

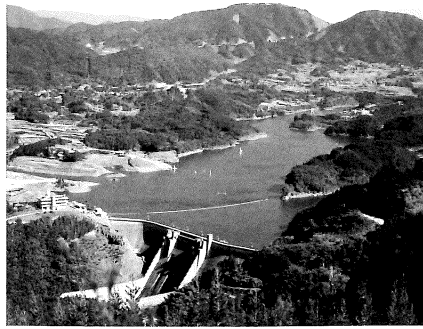


四賢婦人ゆかりの地を訪ねるウォーキング

人、未来、夢

益城町は、全通学路の街路灯整備、中学校3年生までの医療費無料化、コンビニでの証明書交付、定住促進補助、待機児童緊急支援助成といった子育てサポート施策を県内に先駆けて実施し、住む人が未来に向かって幸せな夢を描けるようなまちづくりに取り組んでいます。

美里町
ちいさくても
きらりと光る 美里町



緑川ダム

【地勢】
本町は、熊本県のほぼ中央に位置しており、熊本市から南東へ約30キロ、車で約40分程度の距離にある自然豊かな地域です。

地勢は山地丘陵部が多く、総面積（144・03平方キロ）の約4分の3を森林が占める典型的な中山間地域です。西部地区に一部平坦地がみられますが概して宅地や農地は少なく、住宅等は地域を東西に横切る、国道218号線をはじめとする主要道路に沿って点在し、農地もその大部分

が丘陵地や傾斜地で、棚田等として利用されています。南部地域には京丈山、雁俣山、白山をはじめとする標高1000メートル級の山岳が連なり、一部は九州中央山地国定公園や県立自然公園にも指定されています。さらに、一級河川緑川と、浜戸川、釈迦院川、津留川、筒川、柏川をはじめとする支流を数多く抱え、流域には緑川ダムや船津ダムなどがあります。

土地利用状況としては、農用地9・7%、森林74・7%、宅地2・1%、道路3・0%、水面・河川等2・6%、その他7・9%となっています。

【観光&イベント】

ありのままの美里を歩く。これが今流行の「フットパス」です。フットパスとは【foot＝歩く】【path＝小径】のこと。美里町な

「フットパス」の様子
(写真は、柏川井手コース)

らではの風景や、地元の人との温かな触れ合いが楽しめます。美里町内に10コースが設定されており、それぞれの地域の特色を活かしたコースをお楽しみいただけます。

また、11月9日（土）から10日にかけて、フットパスの全国大会が美里町で開催予定です。



「アタック・ザ・日本一」の様子

アタック・ザ・日本一

写真は、11月16日（土）に開催する予定の「アタック・ザ・日本一」の昨年の状況です。3333段の石段を往復する時間を申込時に宣言し、実際の往復タイムとの差がいかにか少ないかがポイントです。

みどりかわ湖とんど祭り

新春の夜空へ駆け昇る大きな炎！炎の祭典「みどりかわ湖とんど祭り」は、平成26年1月12日（日曜日）に、緑川ダムイベント広場（補助ダム）で開催予定です。

この祭りは、日本最大級のとんどやを目指して始めたイベントです。流木や孟



「みどりかわ湖とんど祭り」の様子

宗竹などを組んだ3基のやぐらを設置、正午に点火します。（内1基は当日来場された皆さんに組んでもらえる小さなやぐらを準備。午前10時より組み立てをします、ぜひ皆さんご参加ください！）

当日はぜんざい（1杯100円）を700人分用意するほか、先着150名様には、鏡もち（あぶり竹付き）を1組300円（あぶり竹のみは100円）で販売の予定です。

また、付帯イベントとして、熊本風の会のみなさんの指導による「凧づくり教室」と地元インストラクターの指導による「竹とんぼ教室」を午前10時30分から開催します。会場内では、露店なども出店しますので多数のご来場を、お待ちしております。

議長会の動き

(平成 25 年 4 月～平成 25 年 9 月)

全国議長会・ブロック会等

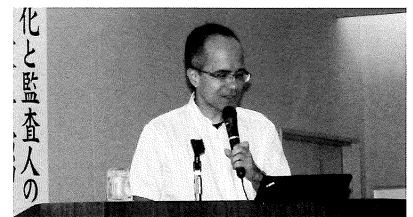
平成 25 年	4.10	連絡調整会議 (東京・全国町村議員会館)	7.16	西日本地区各県町村議会議長会協議会 (東京・グランドアーク半蔵門)
	4.16 ～ 17	各団体事業説明会・ 第 36 回都道府県職員研究会 (議員会館)	7.17	全国町村議会議長会臨時総会 (議員会館)
	5.14	理事会 (議員会館)	7.18	都道府県会長会 (議員会館)
	5.28	第 36 回町村議会議長・副議長研修会 (東京・メルパルクホール)	7.29 ～ 30	第 78 回町村議会広報研修会 (東京・シェーンバツハ砂防)
	～ 29		9.11	九州各県町村議会議長会事務局 職員研修会 (沖縄県宮古島市)
	5.30	都道府県会長会 (議員会館)	9.19	九州各県町村議会議長会事務局 長会 (熊本市)
	6.24	九州各県町村議会議長会協議会 (福岡県北九州市)	9.30 ～ 10.1	第 79 回町村議会広報研修会 (シェーンバツハ砂防)
	7. 2	連絡調整会議 (議員会館)		
	7. 9 ～ 10	第 68 回町村議会事務局職員研修会 (議員会館)		

本会

平成 25 年	4.23	実行運動 (県当局、県議会、自民党県連)
	4.30	事務説明会 (熊本県市町村自治会館)
	5. 2	第 1 回郡事務局長会議 (自治会館)
	5.16	町村議会議長研修会 (自治会館) 講師：時事通信社解説委員・政治評論家 田崎 史郎 氏 演題：「これからの政局・政治はどう動く」
		第 1 回理事会議 (自治会館)
	6. 4	臨時総会 (自治会館) 臨時理事会議 (自治会館)
	6.27	第 1 回監査会議 (自治会館)
	7.24	第 2 回郡事務局長会議 (自治会館)
	7.26	第 1 回町村監査委員研修会 (自治会館) 講師：有限責任監査法人トーマツ福岡事務所 パブリックセクターマネジャー 五島 賢 氏 演題：「監査環境の変化と監査人の役割・財務諸表分析演習」
	7.31	第 2 回理事会議 (自治会館)
	8. 5	町村議会正副議長研修会 (自治会館) 講師：山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭 氏 演題：「住民自治の向上と議会改革の課題」
	8.27	町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会 (グランメッセ熊本) 講師：帝京大学経済学部教授 黒崎 誠 氏 演題：「これからの政治・経済のゆくえ」
	9.30	理事・郡事務局長合同会議 (玉東町)



田崎 史郎 氏



五島 賢 氏



江藤 俊昭 氏



黒崎 誠 氏